

静 情 審 第 75 号
平成 18 年 3 月 24 日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 16 年 5 月 14 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

捜査費に係る証拠書類の非開示決定に対する審査請求（諮問第 128 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県警察本部長が非開示とした文書のうち、次の部分は開示すべきである。

- (1) 捜査費支出伺に記載された取扱者、補助者及び登記者の印影
- (2) 捜査費交付書兼支払精算書に記載された取扱者、補助者及び登記者の印影並びに宛名
- (3) 支払精算書に記載された取扱者、補助者及び登記者の印影並びに宛名

2 審査請求に係る経過

- (1) 平成 16 年 2 月 12 日、審査請求人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定により、静岡県警察本部長(以下「実施機関」という。)に対し、「静岡中央警察署における平成 11 年度及び平成 14 年度の捜査費(報償費)国費、県費の支出が分かる文書、個別執行に係る証拠書類(捜査費支出伺、支払精算書、領収証等)」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、「平成 11 年度静岡中央警察署の捜査費及び捜査用報償費に係る証拠書類、平成 14 年度静岡中央警察署の捜査費及び捜査用報償費に係る証拠書類」(以下「本件公文書」という。)を特定した。
- (3) 平成 16 年 2 月 26 日、実施機関は、本件公文書には、条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に掲げる情報が記録されているとの理由で、条例第 11 条第 2 項に基づき開示をしない旨の決定(以下「本件処分」という。)をし、審査請求人に通知した。
- (4) 平成 16 年 4 月 2 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 5 条の規定により静岡県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し審査請求を行い、同日、諮問庁はこれを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書を開示するとの裁決を求めるものである。審査請求人が審査請求書、意見書及び意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公文書は、警察本部全所属調査の調査対象文書でもあり、単に条例第 7 条第 2 号を適用するのではなく、第 9 条(公益上の理由による裁量的開示)を適用して、警察職員の氏名を含めて、その全部を開示すべきである。

昨今の状況を見れば、警察職員の氏名のみを特別扱いにする合理的根拠はない。警察職員であれ一般行政の職員であれ、公務の遂行と職員に係る危害防止対策とは別問題として捉えるべきである。

また、仮に特定の階級以下の者の氏名を非開示とするにしても、警部以下というのは全国的に見て極めて少数派である。本県においても、警察の人事異動に

ついで新聞記事には、警部級の職、氏名が公表されている。

警察職員の氏名の開示の可否は、条例第7条第4号に該当するか否かで判断すべきである。

- (2) 静岡県警察本部では、全所属調査の結果、捜査費の不正支出はなかったと発表した。が、全国の実態からしてまったく信用できない。県警の元・現職員の内部告発によっても、このことは裏付けられている。

条例では、捜査費の支出文書の一律非開示を認めていない。本件対象公文書に記載されている相手方名称、支払理由等はそれぞれ異なり、開示することによる支障も異なるはずである。

また、従前から仮名による支出が許されており、仮名で支出したものは個人情報に該当しないし、もともと捜査協力者への捜査費の支出は制度として許されており、事件名等が明らかになったからといって何ら支障はないはずである。

したがって、実施機関は支出ごとに具体的な非開示理由を明らかにする義務を怠っており、これは、理由付記を義務付けた条例第12条に違反する。

本件において、実施機関が主張する開示した場合に生ずる支障は、抽象的な推測にすぎず、情報公開制度の趣旨等からして、請求者の権利を制限してまで保護すべき権利利益には該当しない。

ましてや、全国的には旅費以上に不正支出の温床といわれる捜査費支出文書の内容を明らかにすることは、県警への県民の信頼を回復するためにも最低の義務である。開示による支障が抽象的な推測に過ぎない以上、条例第9条の「開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき」に該当し、すべて開示すべきである。

- (3) 本件公文書に非開示情報が記録されていたとしても、実施機関にそれ以外の情報まで非開示とする権限はない。条例の趣旨等に鑑みれば、非開示部分以外の情報の開示の必要性の判断は、請求者の選択に委ねられるべきであり、その観点からすれば当然開示すべきものである。

4 諮問庁の主張要旨

諮問庁が諮問書、意見書及び意見陳述で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 警察職員の氏名及び印影は、特定の個人を識別することができる情報である。警察職員の氏名に係る部分は、公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は、開示すべきとのただし書ウから除かれているし、また、ただし書アの「慣行として公に」していると言えるのは、静岡県職員録に掲載されている警察職員に係る情報であるから、警部以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。
- (2) 捜査中の事件に係る捜査費の個別執行情報等は、捜査活動を費用面から表すものであり、一の執行に関する情報それ自体が捜査に関する情報であるばかりで

なく、これを事件ごとに一連のものとしてとらえれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報を反映する情報と見ることができる。これらの情報を公にすれば、当該事件捜査に係る種々の情報が明らかとなり、被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅等を図るおそれがあるといわざるを得ず、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

捜査が終了している事件に係る捜査費の個別執行情報等は、これを一連のものとしてとらえると、事件ごとの捜査体制、捜査手法等の各種捜査情報を反映する情報であることから、どのような事件に対して警察がどのような方針を採り、捜査を進めていったかの分析が可能となる。この分析がどの程度可能であるかは個々の事例で異なるが、新聞、雑誌等他の情報と照合することにより、かなりの精度で行うことができる場合も否定できない。よって、これらの情報を公にすることにより、過去の警察による捜査手法等の分析が可能となり、ひいては、将来において、犯罪を企図する者にこれらの捜査手法等に応じた対抗措置が講じられるおそれがある。

また、捜査協力者等に係る情報については、これらの情報を公にすると、捜査協力者が特定又は推測され、これらの者が事件関係者等から報復を受けるおそれがあり、さらには、このことから、以後捜査への協力が得られなくなるおそれがあることから、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

(3) 部分開示をすると、開示情報と被疑者等の事件関係者が独自に有する当該事件に関する情報との照合、分析により、事件関係者による証拠隠滅や対抗措置のおそれが絶対生じないと断定することはできない。

また、捜査協力者等との信頼関係に支障をきたし、以後の協力を受けることができなくなるおそれがある。

条例第8条は、1件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、非開示情報に該当する情報があるときは、当該情報とそれ以外の情報とを容易に区別でき、かつ、当該情報を容易に除くことができる場合に部分開示すべきと規定しているものと解され、独立した一体の情報を細分化して部分開示の対象とすべきというようなことまで規定しているとは解されない。

文書の枚数により、捜査費の執行件数が推認されることとなり、その変動状況と事件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等の情報及び自らが知りうる情報と照合、分析することにより、捜査の進展状況等を推察して、事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれや、犯罪を企図する者が捜査の網をかいくぐって、犯罪を敢行するおそれがある。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 捜査費について

ア 捜査費の性質、内容

捜査費は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、捜査協力者等に対する諸経費で、緊急を要し、又は秘密を要するため、通常の支払手続を経ることができない場合に使用できる経費で、現金経理が認められているものである。

捜査費は、支弁するのが国か県かで国費と県費の二つに分けることができる。本県では、国費については捜査費、県費については捜査用報償費と称されている。

また、捜査費は、捜査員が日常の捜査活動において使用する少額経費である捜査諸雑費とそれ以外の経費である一般捜査費の二つに分けることができる。

イ 捜査費執行の手続き

(ア) 一般捜査費

捜査員は、一般捜査費を執行する必要がある場合、口頭で取扱者（静岡中央警察署においては署長）に対して捜査費の交付を申請する。取扱者は、取扱補助者（静岡中央警察署においては副署長）に作成させた捜査費支出伺を決裁して交付額を決定し、捜査員に現金を交付する。捜査員は現金を支払った後、支払精算書を作成し領収書を添付して取扱者に提出して決裁を受け、支払精算を行う。

(イ) 捜査諸雑費

中間交付者（静岡中央警察署においては課長）は、毎月初めに当該中間交付者が管理する捜査員が必要とする経費相当分について、取扱者に対して交付を申請する。取扱者は、取扱補助者に作成させた捜査費支出伺を決裁して交付額を決定し、中間交付者に現金を交付する。中間交付者は、捜査費交付書兼支払精算書を作成して現金を捜査員に交付する。捜査員は、現金を支払った都度支払伝票を作成し、領収書を添付して、中間交付者に対して支払報告を行う。捜査員は、月末には交付を受けた現金の残額を中間交付者に返納する。これを受け、中間交付者は、捜査費交付書兼支払精算書に支払額と返納額を記入し、捜査員が作成した支払伝票を添付して取扱者に提出して決裁を受け、支払精算を行う。

(2) 本件公文書の性質、内容について

(1)イで述べたとおり、捜査費執行の手続きにおいては、一般捜査費については、捜査費支出伺、支払精算書及び領収書が、捜査諸雑費については、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票及び領収書が証拠書として作成又は取得されている。

したがって、本件公文書は、具体的には、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書及び支払精算書の5種類の文書である。当審査会で本件公文書を見分したところ、本件公文書の記載内容は、以下のとおりである。

ア 捜査費支出伺

捜査費支出伺は、捜査員又は中間交付者に捜査費を交付するために取扱者の指示により取扱補助者が作成する文書である。

捜査費支出何には、取扱者の印影、補助者の印影、登記者の印影、標題、起案年月日、支出額、捜査員（一般捜査費の場合）又は中間交付者（捜査諸雑費の場合）の官職、捜査員（一般捜査費の場合）又は中間交付者（捜査諸雑費の場合）の氏名、金額、支出事由、交付年月日が記載されている。

なお、平成 11 年度分については、以上の他に、捜査員の領収印が記載されている。

イ 捜査費交付書兼支払精算書

捜査費交付書兼支払精算書は、取扱者から中間交付者へ交付された捜査諸雑費を捜査員へ交付するため、及び捜査員が執行した捜査諸雑費を精算するために中間交付者が作成する文書である。

捜査費交付書兼支払精算書には、取扱者の印影、補助者の印影、登記者の印影、標題、起案年月日、宛名、中間交付者の勤務係（課）、中間交付者の官職、中間交付者の氏名、中間交付者の印影、勤務係（課）の既受領額、勤務係（課）の交付額、勤務係（課）の支払額、勤務係（課）の返納額、交付年月日、捜査員の官職、捜査員の氏名、捜査員への交付額、捜査員の支払額、捜査員の返納額、捜査員の確認印が記載されている。

ウ 支払伝票

支払伝票は、捜査諸雑費の交付を受けた捜査員が、交付を受けた捜査諸雑費を執行したときに作成する文書であり、執行に伴い徴取した領収書を添付する。

支払伝票には、報告年月日、標題、捜査員の官職、捜査員の氏名、捜査員の印影、支払年月日、金額、支払先、支払事由、領収書を徴することができなかった理由、取扱者確認印が記載されている。

エ 領収書

領収書は、捜査費が実際に支払われたことを証明するために捜査費の支払の相手方から受け取る文書であり、支払伝票及び支払精算書に添付される。

領収書には、標題、領収年月日、宛名、金額、領収書発行者の住所、領収書発行者の氏名、領収書発行者の印影が記載されている。

オ 支払精算書

支払精算書は、一般捜査費の交付を受けた捜査員が、交付を受けた一般捜査費を執行したときに精算をするために作成する文書であり、執行に伴い徴取した領収書を添付する。

支払精算書には、取扱者の印影、補助者の印影、登記者の印影、標題、起案年月日、宛名、捜査員の勤務係（課）、捜査員の官職、捜査員の氏名、捜査員の印影、交付年月日、既受領額、支払額、差引過不足額、支払年月日、金額、支払事由、精算の結果（受領年月日）、捜査員の印影、領収書を徴することができなかった理由、取扱者確認印が記載されている。

なお、平成 11 年度分については、以上の他に、債主名が記載されている。債主名に記載された情報は、平成 14 年度分には、支払事由に記載されている。

それぞれの文書に記載された情報は、別表に示したとおり、「氏名、印影等」、「金額」、「日付」、「その他」に分類することができるので、以下順次検討する。

(3) 「氏名、印影等」について

ア 「氏名、印影等」の内容

「氏名、印影等」に分類した情報は、捜査関係者に係る情報であり、これは、捜査協力者等に係る情報と警察職員に係る情報の2つに分けることができる。警察職員に係る情報については、便宜上さらに、警視以上の職員に係る情報、警部に係る情報、警部補以下の職員に係る情報の3つに分けて検討する。

イ 条例第7条第2号該当性

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。「氏名、印影等」に分類した情報は、すべてこれに該当する。

まず、捜査協力者等に係る情報は、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかであるから、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

次に、警察職員に係る情報について検討する。

同号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非開示情報から除いているので、ただし書アに該当するかについて検討する。

静岡県職員録には、警視以上の職員の職名、官職、氏名が掲載されている。また、警察職員の人事異動に関する新聞記事では、警部以上の職員の職名、官職、氏名が報道されている。

このことから、警部以上の職員の職名、官職、氏名は、慣行として公にされていると言える。

したがって、警察職員に係る情報のうち、警視以上の職員に係る情報及び警部に係る情報は、「慣行として公にされている情報」に該当するので、条例第7条第2号の非開示情報には該当しない。警部補以下の職員に係る情報は、「慣行として公にされている情報」に該当しないので、次に、ただし書ウに該当するかについて検討する。

同号ただし書ウは、個人情報のうち、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は、開示すべきものとしつつ、「当該公務員等が警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する者をいう。）である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く」としている。

以上によれば、警部補以下の職員に係る情報のうち、「捜査員の氏名」、「捜査員の印影」及び「領収印（捜査員）」は、「公務員等の氏名に係る部分」であるので、条例第7条第2号の非開示情報に該当するが、「捜査員の勤務係（課）」及び「捜査員の官職」は、「公務員等の氏名に係る部分」ではないので、条例第7条第2号

の非開示情報に該当しない。

ウ 条例第7条第4号該当性

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。そこで、警察職員に係る情報のうち、警視以上の職員に係る情報、警部に係る情報及び警部補以下の職員に係る情報のうち、「捜査員の勤務係（課）」及び「捜査員の官職」が、イで述べたように、条例第7条第2号の非開示情報には該当しないとしても、第4号に該当するかについて検討する。

本号は、公共安全と秩序を維持するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定したのは、犯罪の予防、捜査等情報は、その性質上、開示されれば公共安全や秩序の維持に取り返しのつかない重大な支障を及ぼすおそれがあり最悪の事態を想定した慎重な取扱いが求められることや開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度の専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうか専門的・技術的判断をすることができる実施機関が支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報は非開示とする趣旨である。したがって、当審査会としても、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断した。

静岡中央警察署においては、署長、副署長には警視以上の職員が、課長には警部が、捜査員には警部補以下の職員が充てられている。

署長、副署長の職務は、署全体の管理監督である。課長の職務は、主として課員である捜査員の直接的な指揮、監督であるが、自ら事件の捜査を行うこともある。捜査員の職務は、事件の捜査である。

したがって、署長、副署長すなわち警視以上の職員に係る情報は、署全体の管理監督を行う者に係る情報であるから、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内ではない。

ただし、警視以上の職員に係る情報のうち取扱者確認印については、別途の考慮を要する。取扱者確認印は、領収書を徴することができなかった場合に、署長がその理由を確認して押印するものである。したがって、取扱者確認印が押印してあれば領収書を取得していないということがわかるのであるから、取扱者確

認印の有無を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

また、課長すなわち警部に係る情報及び捜査員すなわち警部補以下の職員に係る情報は、事件の捜査を行う者に係る情報であるから、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、警察職員に係る情報のうち、警視以上の職員に係る情報（取扱者確認印を除く）は、条例第7条第4号の非開示情報には該当しないが、その余の情報は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(4) 「金額」について

ア 「金額」の内容

「金額」に分類した情報は、捜査費の執行金額に係る情報である。

イ 条例第7条第4号該当性

「金額」に分類した情報が、条例第7条第4号に該当するかについて検討する。

「金額」に分類した情報は、捜査費の執行金額に係る情報であり、これらは捜査活動を費用面から表すものである。したがって、個々の捜査に関する情報としてだけでなく、事件ごとに一連のものとしてとらえれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがある。

このことは、現に捜査が進行中の事件に係る情報についてだけ言えるわけではなく、既に捜査が終了している事件に係る情報についても当てはまる。なぜなら既に捜査が終了している事件に係る情報であっても、それを収集、分析することにより、警察の捜査体制、捜査手法等の分析が可能となり、将来、犯罪を企図する者が、これらの捜査体制、捜査手法等に応じた対抗措置を講じることが可能となるおそれがあるからである。

したがって、「金額」に分類した情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、「金額」に分類した情報は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(5) 「日付」について

ア 「日付」の内容

「日付」に分類した情報は、捜査費の執行時期に係る情報である。

イ 条例第7条第4号該当性

「日付」に分類した情報が、条例第7条第4号に該当するかについて検討する。

「日付」に分類した情報は、捜査費の執行時期に係る情報である。したがって、これらの情報も、(4)で述べたのと同様に、これを公にすれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがある。

したがって、「日付」に分類した情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、「日付」に分類した情報は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(6) 「その他」について

ア 支払先

支払先が、条例第7条第4号に該当するかについて検討する。

支払先は、捜査費を支払った相手方に係る情報である。捜査費を支払った相手方としては、捜査協力者、捜査員が捜査協力者に渡す物品を購入した商店、捜査員が捜査協力者と利用した飲食店等がある。したがって、これらの情報も、(4)で述べたのと同様に、これを公にすれば、事件ごとの捜査体制、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがある。

したがって、支払先は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、支払先は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

イ 支出事由、支払事由

支出事由及び支払事由が、条例第7条第4号に該当するかについて検討する。

支出事由及び支払事由は、支出及び支払の用途に係る情報である。したがって、これらの情報も、(4)で述べたのと同様に、これを公にすれば、事件ごとの捜査体制、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがある。

したがって、支出事由及び支払事由は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、支出事由及び支払事由は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

ウ 領収書を徴することができなかった理由

領収書を徴することができなかった理由が、条例第7条第4号に該当するかについて検討する。

領収書を徴することができなかった理由は、捜査費を支払った相手方に係る情報である。したがって、これらの情報も、(4)で述べたのと同様に、これを公に

すれば、事件ごとの捜査体制、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがある。

したがって、領収書を徴することができなかった理由は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、領収書を徴することができなかった理由は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(7) 部分開示について

以上で述べたところによれば、実施機関は、本件公文書に記録された非開示情報を除いて部分開示を行うことになる。これに関して、諮問庁は、4(3)で述べた理由から部分開示は妥当ではないと主張しているので、この点について検討する。

第一に、部分開示をすると、開示情報と被疑者等の事件関係者が独自に有する当該事件に関する情報との照合、分析により、事件関係者による証拠隠滅や対抗措置のおそれが絶対生じないと断定することはできないと主張している。しかし、部分開示をする情報が、1で示した情報であるならば、具体的な事件や捜査に係る情報は含まれないので、それらの情報と被疑者等の事件関係者が独自に有する当該事件に関する情報と照合、分析しても、事件関係者による証拠隠滅や対抗措置のおそれは生じない。

第二に、捜査協力者等との信頼関係に支障をきたし、以後の協力を受けることができなくなるおそれがあると主張している。しかし、部分開示をする情報が、1で示した情報であるならば、開示したとしても、捜査協力者等が特定される可能性はまったく存在しないし、捜査協力者等に自己の情報が流出するとの疑念を抱かせることもない。したがって、捜査協力者等との信頼関係に支障をきたし、以後の協力を受けることができなくなるおそれがあるとはいえない。

第三に、条例第8条は、1件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、非開示情報に該当する情報があるときは、当該情報とそれ以外の情報とを容易に区別でき、かつ、当該情報を容易に除くことができる場合に部分開示すべきと規定しているものと解され、独立した一体の情報を細分化して部分開示の対象とすべきというようなことまで規定しているとは解されないと主張している。しかし、部分開示をする情報が、1で示した情報であるならば、非開示情報とそれ以外の情報とは容易に区別でき、かつ、非開示情報は容易に除くことができる。

第四に、部分開示をすると、文書の枚数により、捜査費の執行件数が推認されることとなるが、その変動状況と事件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等の情報及び自らが知りうる情報とを照合、分析することにより、捜査の進展状況等を推察して、事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれ等があると主張している。しかし、1枚の文書で執行される金額は文書ごとに異なるので、文書の枚数と執行金額は必ずしも連動するものではなく、文書の枚数の情報と事

件発生や事件が伏在している可能性のある事案の報道等の情報及び自らが知りうる情報とを照合、分析したとしても、捜査の進展状況等を推察して、事件関係者が逃走や証拠隠滅を図るおそれ等があるとはいえない。

以上によれば、実施機関は、本件公文書に記録された非開示情報を除いて部分開示すべきである。

(8) 公益上の理由による裁量的開示について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第7条第1号に規定する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

非開示情報は、非開示とすることの利益を保護するために規定されたものである。したがって、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合には、原則として開示してはならない。しかし、実施機関が、非開示とすることの利益と開示することの公益を比較して、開示することの公益が優越すると認めるときには、裁量により開示することができるとしたものである。したがって、開示することの公益が非開示とすることの利益より優越する場合で、実施機関が裁量権を行使して開示すべきであるのに開示しないときには、実施機関において裁量権の逸脱濫用があると言うことができる。

本件では、非開示情報を開示してまで保護すべき公益があるとは認められないので、実施機関が裁量により開示しなかったことについて、裁量権の逸脱濫用があるとまでは言えない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 16 年 5 月 14 日	諮問を受け付けた。	
平成 16 年 11 月 20 日	諮問庁から意見書を受け付けた。	
平成 16 年 12 月 22 日	審査請求人から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 3 月 25 日	審議	第 171 回
平成 17 年 4 月 25 日	審議	第 172 回
平成 17 年 5 月 20 日	審議	第 173 回
平成 17 年 6 月 24 日	審議	第 174 回
平成 17 年 7 月 22 日	審議、審査請求人及び諮問庁の意見陳述を聴取した。	第 175 回
平成 17 年 8 月 29 日	審議	第 176 回
平成 17 年 9 月 26 日	審議、諮問庁の意見陳述を聴取した。	第 177 回
平成 17 年 10 月 25 日	審議	第 178 回
平成 17 年 11 月 21 日	審議	第 179 回
平成 17 年 12 月 19 日	審議	第 180 回
平成 18 年 1 月 31 日	審議	第 181 回
平成 18 年 2 月 27 日	審議	第 182 回
平成 18 年 3 月 24 日	審議（答申）	第 183 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 171 回～第 179 回、 第 181 回～第 183 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 171 回、第 173 回～ 第 183 回
小 野 森 男	弁護士	第 171 回～第 183 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 171 回～第 175 回、 第 177 回、第 179 回～ 第 180 回、第 182 回～ 第 183 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 171 回～第 183 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 171 回～第 183 回